

## 投票所は次のとおりです

### 廿日地域

- 第1投票所 市役所
- 第2投票所 廿日市小学校
- 第3投票所 中央市民センター
- 第4投票所 廿日市高等学校
- 第5投票所 佐方市民センター
- 第6投票所 平良保育園
- 第7投票所 平良小学校
- 第8投票所 原市民センター
- 第9投票所 後畑集会所
- 第10投票所 串戸市民センター
- 第11投票所 宮内小学校
- 第12投票所 明石集会所
- 第13投票所 地御前市民センター
- 第14投票所 阿品市民センター
- 第15投票所 阿品台中学校
- 第16投票所 阿品台西小学校
- 第17投票所 宮園市民センター
- 第18投票所 四季が丘市民センター
- 第19投票所 地御前小学校
- 第20投票所 野坂中学校

### 佐伯地域

- 第21投票所 玖島ふれあいセンター  
(玖島市民センター)
- 第22投票所 下川上集会所
- 第23投票所 平谷集会所
- 第24投票所 永原集会所
- 第25投票所 佐伯工業団地休養施設  
(権現ハウス)
- 第26投票所 友和市民センター
- 第27投票所 河津原教育集会所
- 第28投票所 さいき文化センター  
(津田市民センター)
- 第29投票所 浅原中央活性化センター  
(浅原市民センター)
- 第30投票所 助藤集会所
- 第31投票所 所山集会所
- 第32投票所 栗栖集会所
- 第33投票所 中道集会所
- 第34投票所 飯山集会所

### 吉和地域

- 第35投票所 吉和第二集会所
- 第36投票所 吉和福祉センター

### 大野地域

- 第37投票所 青葉台集会所
- 第38投票所 柿の浦集会所
- 第39投票所 大野1区集会所
- 第40投票所 大野2区集会所
- 第41投票所 対敵山集会所
- 第42投票所 大野3区集会所
- 第43投票所 大野4区集会所
- 第44投票所 宮島台集会所
- 第45投票所 大野コミュニティセンター  
(大野5区集会所)
- 第46投票所 大野6区集会所
- 第47投票所 大野7区集会所
- 第48投票所 大野8区集会所
- 第49投票所 大野9区集会所
- 第50投票所 大野10区集会所
- 第51投票所 松ヶ原こども館

### 宮島地域

- 第52投票所 中西集会所
- 第53投票所 西連集会所
- 第54投票所 宮島杉之浦市民センター

## 期日前投票を利用してください

投票日に用事や仕事、旅行、病気などで投票に行けない人は、事前に期日前投票ができます。期日前投票の際には、「期日前投票宣誓書」に所定の事項を記入することが必要です。あらかじめ、選挙のお知らせはがきの裏面に掲載している「期日前投票宣誓書」に必要事項を記入しておく、投票の受け付けが早く済みます。期日前投票される際は活用してください。

### 期日前投票所

市役所7階会議室、佐伯支所、吉和支所、大野支所および宮島支所

期間 7月5日(金)～20日(土) ※土・日曜日、祝日も投票できます

時間 8時30分～20時

### 記載例 (はがきの裏面)

期日前投票宣誓書		
私は、平成25年7月21日執行の第23回参議院議員通常選挙の当日、次の理由に該当する見込みですので、期日前投票をしたく、以下の記載が真実であることを誓います。 平成25年7月〇〇日		
氏名	廿日市 太郎	該当する□に✓を記入してください。
生年月日	明・大・昭平 25年7月21日	<input checked="" type="checkbox"/> 仕事、学業、冠婚葬祭などに従事
住所	※表面に記載の住所と同じ場合は記入不要	<input type="checkbox"/> 上記以外の用事又は事故のため、他の市区町村又は投票区域外に外出、旅行、滞在
		<input type="checkbox"/> 病気、負傷、出産、身体障害などのため歩行困難
		<input type="checkbox"/> 住所移転のため、他の市区町村に居住

※「期日前投票宣誓書」には、氏名・生年月日などを記入するほか、はがきに書いてある4つの理由の中から一つを選んでいただくだけで結構です

は政党・政治団体名を記入してください。

**点字投票・代理投票**

目が不自由な人は点字投票が、手が不自由であるなどのため、自分で字が書けない人は代理投票ができます。投票所の職員に申し出てください。

**不在者投票**

指定病院などでの不在者投票が一定規模以上で、不在者投票ができる指定を受けた病院や老人ホームなどに入院(所)している人は、その病院などで不在者投票ができます。病院などの職員に申し出てください。

**滞在先での不在者投票**

出張などで市外に滞在中で、投票日までには帰ることができない

い人は、滞在先の選挙管理委員会に投票することができません。投票用紙を廿日市市選挙管理委員会に請求すると、滞在先に投票用紙を郵送しますので、滞在先の選挙管理委員会に投票してください。日数がかかるので、早めに手続きをしてください。

**郵便などによる自宅での不在者投票**

法で定める重度の障がいなどがある人で、「郵便等投票証明書」を持っている人は、選挙管理委員会に投票用紙の請求をすれば、郵便などにより自宅で投票できます。

※投票用紙の請求期限 7月17日(水)

※投票用紙を請求するためには、「郵便等投票証明書」が必要です。「郵便等投票証明書」の申請は、常時受け付けていますので、早めに選挙管理委員会へ手続きをしてください

**市内転居者の投票所**

6月24日(月)以降に市内での転居の届け出をした人は、転居前の住所地で投票することになります

**投票所の変更**

第51投票区は、前回の松ヶ原集会所から松ヶ原こども館に変更となります

選挙のお知らせはがきを送ります

投票の日時・場所などを記載したはがき「選挙のお知らせ」を郵送します。記載事項を確かめ、投票するときに持って来てください。

はがきがない場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所で申し出てください。

**投票時間**

投票時間は、7時から20時までです。

ただし、後畑集会所は7時から18時まで、下川上集会所・平谷集会所・浅原中央活性化センター(浅原市民センター)・助藤集会所・所山集会所・栗栖集会所・中道集会所・飯山集会所・吉和第二集会所・吉和福祉センター・松ヶ原こども館・中西集会所・西連集会所・宮島杉之浦市民センターは7時から19時までです。

**投票用紙は2種類です**

広島県選出議員選挙では、候補者の氏名を、比例代表選出議員選挙では、候補者の氏名また

**選挙公報**

候補者や政党・政治団体の政見などを載せた選挙公報を7月13日(土)ごろ配布します。また、市役所や市内の各市民センターなどにも置いてあります。

**開票**

開票は、投票日の投票終了後、次のとおり行います。

とき 7月21日(日)21時10分

ところ 阿品台東小学校体育館

※選挙に関する情報は、市ホームページにも掲載します

# 7月21日(日)は、参議院議員通常選挙の投票日です

皆さんそろって投票しましょう。



**問合せ**

廿日市市選挙管理委員会事務局 ☎@9101

佐伯支所 (選挙担当) ☎@1111

吉和支所 (選挙担当) ☎@2112

大野支所 (選挙担当) ☎@2005

宮島支所 (選挙担当) ☎@2000

### 選挙権がある人

年齢など 平成5年7月22日以前に生まれた日本国籍を有する人

住所 平成25年4月3日以前に本市に転入の届け出をし、引き続き市内に住んでいる人

※4月4日以降に他の市区町村から本市に転入の届け出をした人は、原則、前住所地での投票となりますので、転入前の市区町村の選挙管理委員会に問い合わせてください

選挙のお知らせはがきを送ります

投票の日時・場所などを記載したはがき「選挙のお知らせ」を郵送します。記載事項を確かめ、投票するときに持って来てください。

はがきがない場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所で申し出てください。

### 投票時間

投票時間は、7時から20時までです。

ただし、後畑集会所は7時から18時まで、下川上集会所・平谷集会所・浅原中央活性化センター(浅原市民センター)・助藤集会所・所山集会所・栗栖集会所・中道集会所・飯山集会所・吉和第二集会所・吉和福祉センター・松ヶ原こども館・中西集会所・西連集会所・宮島杉之浦市民センターは7時から19時までです。

### 投票用紙は2種類です

広島県選出議員選挙では、候補者の氏名を、比例代表選出議員選挙では、候補者の氏名また